

部内各課所長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について（通知）

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、既発出の通知に基づき、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和 4 年 1 月 25 日に、本県を含む 1 道 2 府 15 県が新たに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加されたことを踏まえ、引き続き、下記のとおり、工事及び業務の一時中止措置および感染拡大防止対策等について適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 3 年 5 月 12 日改訂版）」が、国土交通省より建設業者団体宛てに送付されておりますので、本ガイドラインを参考に引き続き感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

ガイドライン掲載HP（国土交通省不動産・建設経済局建設業課）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

記

別添の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 3 年 1 月 7 日付け国不入企第 31 号）によるものとし、以下により対応する。

1 工事または業務の一時中止措置等について

受注者から一時中止等の申出がある場合には、一時中止措置等の措置を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更または工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

なお、工事または業務の一時中止措置を行った場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る工事又は業務の一時中止等の措置状況調査について」（令和 2 (2020) 年 4 月 22 日付け事務連絡）により報告すること。

2 工事及び業務における感染拡大防止対策について

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、以下を踏まえ、適切な対応を行うこと。

- （１）手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇取得等の基本的な対策を行うとともに、三つの「密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の発生回避に

努めるなど、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

- (2) 工事及び業務従事者が新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者または接触者となった場合には、速やかに「県土整備部発注工事等における新型コロナウイルス感染症の感染報告について」(令和3(2021)年8月16日付け事務連絡)に従って報告を行うとともに、保健所等の指導に従って対応するよう指示すること。

3 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行ったうえで、必要と認められる対策については受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

技術管理課 技術調整担当 中田・金子 TEL : 028-623-2421 FAX : 028-623-2392
